

課税層における食費・居住費の特例減額措置について

概要

利用者負担第4段階は、食費・居住費の減額対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯等で、世帯員の一人が施設に入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階②の負担限度額に認定することができます。

特例減額措置対象者

次の要件をすべて満たす方とします。課税層に対する特例減額措置の対象となる方についての負担限度額認定は、申請日の属する月の初日に遡って効力を有します。対象となる場合は、必要書類を添付して高齢者支援課まで申請してください。

対象者の要件に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用する取扱いとします。

① その属する世帯の構成員の数が2人以上であること。

※配偶者については同一世帯内に属していない場合も構成員として数えます。

※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします。

② 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと。ショートステイは該当しません。

※施設入所にあたり、世帯分離をした場合に、利用者負担第3段階以下になる場合は、本特例は適用されません。

③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担の見込み額を除いた額が1年あたり80.9万円以下になること。

【世帯】：施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

【収入】：公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）

【施設の利用者負担】：「施設介護サービス費＋食費＋居住費」により年間見込み額を算出します（高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その見込み額を控除します）。

（具体例）

ユニット型個室のモデル負担額（特養・要介護度5・1割負担）の場合

13.1万円/月×12ヶ月＋80.9万円＝世帯の年間収入が約238万円程度以下

④ 世帯の現金、預貯金等（有価証券や債券等）の額が、450万円以下であること。

⑤ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。

⑥ 介護保険料を滞納していないこと

※時効到来分については、給付制限期間終了まで滞納として扱うものとします。

申請の際添付する書類

- (1)入所し、または入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
- (2)世帯員全員の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
- (3)世帯全員の預貯金通帳等の写し(申請日の直近 2 カ月以内)
※通帳等の写しについては以下の内容が確認できる箇所の写しを添付してください。
 - ・金融機関名や支店名、口座番号、口座名義人がわかる箇所
 - ・最新の残高が確認できる箇所
- (4)印鑑
- (5)本人の介護保険被保険者証
- (6)申請者の本人確認書類
- (7)介護保険負担限度額認定申請書(市民税課税世帯の特例減額措置)
- (8)特例減額措置に係る資産等申告書